

相続の放棄をする場合の留意点 ～単純承認とみなされる場合～ その2

被相続人が明らかに債務超過である場合、相続の放棄を選択することになると思われます。しかし、相続人が被相続人の相続財産の全部又は一部を処分したりする行為があると単純承認したものとみなされ、相続の放棄が認められません(民法921)。

相続人の行為が単純承認をしたものとみなされてしまう可能性が高い行為は、以下のようなものです。

- ① 預貯金の解約・払戻
- ② 債権の取り立て
- ③ 不動産や動産の名義変更
- ④ 遺産の自社株について、相続人として株主総会で権利を行使する
- ⑤ 準確定申告による所得税の還付請求
- ⑥ 生命保険金のうち、入院給付金や手術給付金の請求・受領

そこで、単純承認とみなされるか否かについて、裁判例などを以下に紹介します。

1. 相続債務の支払

被相続人が亡くなった後に、相続人が相続債務を支払うことが、民法921条1項に定める「相続財産の処分」に当たるのかどうかについては、福岡高裁の平成10年12月22日決定では、①死亡保険金は、特段の事情のない限り、被保険者死亡時におけるその相続人であるべき者の固有財産であるから、保険金の請求及び受領は、相続財産の一部の処分にあたらない、②固有財産である死亡保険金をもって行った被相続人の相続債務の一部弁済行為は、相続財産の一部の処分にあたらないと判示しました。

留意点として、死亡保険金を請求する際に、特約による入院給付金や手術給付金などが支払われることがありますが、これらの給付金は被相続人固有の財産となるため受領すると単純承認したものとみなされる恐れがあります。また、被相続人の借金を、明らかに自分の財産を取り崩して支払ったのであれば、単純承認をしたものには当たらず、相続放棄ができると考えられますが、逆に、相続財産から相続債務を支払った場合には、単純承認をしたものとみなされる可能性が高いと思われます。

2. 被相続人の有していた債権の取り立て

相続人が、被相続人の有していた債権を取り立ててこれを收受する行為は、「相続財産の処分」に当たり、単純承認したものとみなすという判例があります(最高裁：昭和37年6月1日判決)。

たとえば、被相続人の準確定申告は、所得税法第125条において「・・・その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に・・・」と規定し、準確定申告を行う行為は自ら相続人であることを対外的に認めているとも考えられます。特に、準確定申告によって被相続人の所得税の還付を受ける行為は、「還付等を受けるための確定申告書を提出することができる(所法125②)」としているので、債権の取り立てに該当すると考えられます。

3. 不動産の所有権移転登記の申請行為等

被相続人名義の不動産の所有権移転登記(生前に贈与された不動産を被相続人が死亡後において贈与を原因とする所有権移転登記)の申請行為が、被相続人が行った生前処分の履行として、相続財産の「処分」に該当し、法定単純承認となるので、相続放棄は無効である(東京地裁：平成26年3月25日判決)としています。

また、被相続人所有の不動産について、入居者の貸料の振込先の口座名義を相続人に変更するとともに被相続人への賃料の支払名義を相続人に変更したことが相続財産の処分に該当するとする判決(東京地裁：平成10年4月24日判決)もあります。

4. 株式の議決権行使

相続人が被相続人経営の会社の取締役選任手続において被相続人保有の株主権を行使したことなどが相続財産の処分に該当するとして法定単純承認があった(東京地裁：平成10年4月24日判決)ものとする判決があります。

例えば、代表取締役を被保険者とする法人契約の生命保険がある場合、まず相続人等へ代表者変更を行い、変更登記を行ったのちに保険金請求をすることになります。この場合に、定款上で代表取締役の選出が株主総会決議事項となっていれば、株主総会を開いて決める必要があります。未分割の株式の議決権の行使については、権利を行使する者を1人定め、その氏名をその会社に通知することが必要とされています(会社法106)。そのため、準共有状態になっている株式の議決権の行使は、相続人全員が行うことになるため、株主として株主の権利を行使して代表者を選出する行為は、単純承認をしたものとみなされます。

(文責：山本和義)